

# 透析患者の出血死亡 看護師の責任

## 1. はじめに

今回は、透析患者に留置されたカテーテルから大量出血が生じ患者が死亡した事故について、担当看護師の過失（キャップの締め方の不十分）を認めた裁判例（鹿児島地裁平成30年5月9日判決）をご紹介します。

## 2. 事案の概要

- (1) 被告病院に入院中の患者Aには、慢性腎不全、アルツハイマー型認知症などの疾患がありました。Aにはもともと血液透析のための内シャントが作成されており、被告病院では、Aの内シャントが閉塞したため、カテーテルを右鼠径部に留置し、血液透析を継続していました。Aに挿入されたカテーテルは、薬剤投与の際にカテーテルの先端のネジ式のキャップを一旦外し、薬剤投与後にキャップを締めて使用する形状になっていました。
- (2) Aは、平成23年10月頃から、カテーテル挿入部周辺の掻痒感を訴えるようになり、カテーテル挿入部周辺を引っ掻いたり、カテーテル先端のキャップを保護するため被せられていたガーゼをテープとともに剥がすなどしていました。
- (3) 被告病院のB看護師は、同年11月10日午後8時20分頃、Aの右鼠径部に挿入されているカテーテルの先端のキャップを外し、ヘパリンを投与しました。C看護補助者は、同日午後9時50分頃、Aからのナースコールを受けてAの部屋を訪室し、Aの右鼠径部のカテーテルの先端のキャップが外れ、大量に出血している状況を確認しました。Aには蘇生措置が行われましたが、同日午後11時02分頃、出血性ショックによりAは死亡しました。
- (4) そこで、Aの妻Xが、被告病院に対し損害賠償を請求したのが本件です。

## 3. 争点

裁判では、①本件事故の機序、②担当看護師の過失の有無（カテーテルの先端のキャップを十分に締めなかったか否か）が争われました。

## 4. 裁判所の判断

本件事故の機序に関し、裁判所は、キャップを緩めるには精緻な動作が必要であり、利き手が不自由だったAが意識的又は無意識的にキャップを緩めたとは考えられないとしました。そして、Bがヘパリンを投与しキャップを取り付けてから出血が始まるまでは、長くとも1時間程度の時間しか経過していなかったことから、Bによるキャップの取付けに何らかの問題があったことが推認され、「Bがカテーテル先端のキャップを外し、ヘパリンを投与した後、キャップを完全には締めなかったために、その後のAの掻破行為や寝返り等により更に緩まり、最終的にはキャップが外れたものとするのが最も自然である」として、Bの過失を認めました。

## 5. コメント

裁判には、本件事故の再現実験の結果が証拠提出されました。再現実験では、カテーテルの先端とキャップとのねじり接続部分が確実に締まっている限り、ガーゼの上からキャップを片手又は両手で掻いても容易に外れることはなかったとされ、裁判所はこの点を重視したものと考えられます。

本件に類似する事故として、三方活栓使用時の閉塞や接続外れ等に関する事例が多数報告されており、日本医療機能評価機構のウェブサイトで公表されています（<http://www.med-safe.jp/>）。

## 松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとでは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242